

評価対象			
事務事業名	老人保健福祉月間事業	開始年度	昭和 41 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	[長寿を祝う集い] 区内在住の75歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康をお祝いします。 [みなとほほえみ月間] 高齢者のいきがいや外出機会の確保のため、区内民間事業者やボランティア団体等の協力を得てさまざまな行事を通じ、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を促します。
事業の対象	[長寿を祝う集い] 9月15日現在、75歳以上の区民 [みなとほほえみ月間] 60歳以上の区民
事業の概要	[長寿を祝う集い] 「敬老の日」の前後に長寿を祝う集いを開催します。式典のほか、芸能人、老人クラブ会員による演芸を行っています。 [みなとほほえみ月間] 区内民間事業者やミュージアムネットワーク等の協力による各種事業を実施しています。 ・区内ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント上映会招待
根拠法令等	老人福祉法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	老人福祉法第5条に定められる「老人の日（9月15日）」及び「老人週間（9月15日から21日）」の趣旨は、国民の祝日に関する法律第2条に定められる「敬老の日」の趣旨と同様に「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ことであることから、国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事を積極的に実施するよう努めてきました。区では、「老人の日」、「敬老の日」、「老人週間」を含む9月を「みなとほほえみ月間」とし、上記の趣旨に沿った各種事業を実施してきました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 高齢者人口が増加する中、老人福祉法第5条の趣旨を踏まえ、引き続き、区として敬老行事を実施する必要性があります。ただし、高齢者のニーズは、多種多様化しており、各事業の実施形態、内容については、今後、工夫の余地があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	長寿を祝う集い参加者数			指標2	みなとほほえみ月間事業参加者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	3,200	2,909	90.9%	平成29年度	350	329	94.0%	平成29年度			
	平成30年度	3,200	2,150	67.2%	平成30年度	350	312	89.1%	平成30年度			
	令和元年度	2,650	—	—	令和元年度	350	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
平成30年度は、台風の影響により参加者数が例年より減少しました。事業を開催することにより、高齢者の外出機会の確保や学びなどを通じた生きがいに役立っています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 事業に対する区民の期待も大きく、外出の機会の確保や心豊かに充実した生活の支援に効果があります。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	10,950	100%	10,950	0	0	0	11	0	10,961	10,484	96%
	平成30年度	11,148	100%	11,148	0	0	0	-6	0	11,142	10,727	96%
	令和元年度	11,426	100%	11,426	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
高齢者の増加により令和元年度も事業費が増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 長寿を祝う集いについては、各地区総合支所ごとに地域を分け、午前と午後開催の2部制にすることで、会場の混雑を防ぐとともにイベントを効率よく運営しています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	外出機会の確保は、高齢者の生活をより一層豊かにするとともに、学びやスポーツを通じた生きがいづくり等の機会の充実に役立っています。今後も自己の生活向上の意欲を促していくためには、引き続き本事業の継続が必要です。

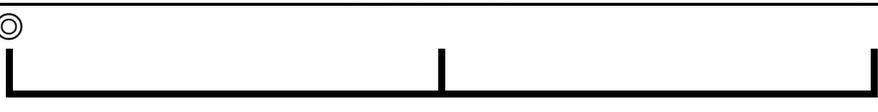
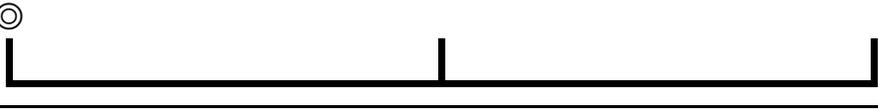
評価対象

事務事業名	生活機能評価事業	開始年度	平成 20 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課介護予防推進係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	② 健康で自立した生活の支援		

事業概要

事業の目的	要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態であると認められる65歳以上の人の早期発見を図り、介護予防事業へつなげることで要介護状態等になることを予防します。
事業の対象	介護保険の要介護・要支援を受けていない65歳以上の人
事業の概要	区が実施する健康診査・各種がん検診等の機会を活用し、基本チェックリストを用いて日常生活で必要となる生活機能の確認を行います。
根拠法令等	介護保険法、港区地域支援事業実施要綱、港区生活機能評価事業実施要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成20年度から平成27年度までは「二次予防事業対象者把握事業」として健康診査及び介護予防のイベント等で実施していました。平成28年度からは、総合事業の実施に伴い、介護予防事業を受ける際に高齢者相談センターで随時基本チェックリストを実施するためイベントでは実施していません。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 生活機能の低下がみられた人を必要なサービスに結びつける取組として、高齢者の介護予防と重度化防止の観点から必要な事業です。		

**【ステップ2】 ②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	生活機能評価受診者数			指標2	介護予防事業対象者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	14,000	13,414	95.8%	平成29年度	2,000	1,630	81.5%	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	14,000	13,186	94.2%	平成30年度	2,000	2,455	122.8%	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	14,000	—	—	令和元年度	2,000	—	—	令和元年度	—	—	—
指標から見た事業の成果	健康診査等受診者数のうち、生活機能評価を受診した人（基本チェックリスト実施者）は、平成30年度13,186人となっています。そのうち評価の結果、生活機能の低下が認められ介護予防事業への参加が望ましいと判断された人（介護予防事業対象者）は2,455人となっており、対象者を介護予防事業へ促すことで、生活機能の維持改善につなげます。											
評価	A 高い		B どちらともいえない					C 低い				
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）健康診査等と同時に実施することにより、医師から直接健康に関する助言や個々の身体状況に合った介護予防事業の紹介を受けることができます。											

**③事業の効率性に係る評価**

		予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	21,140	100%	21,140	0	0	0	16	0	21,156	19,251	91%
	平成30年度	21,310	100%	21,310	0	0	0	32	0	21,342	18,982	89%
	令和元年度	20,564	100%	20,564	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	生活機能評価受診者数は減っているが、生活機能の低下がみられた介護予防事業対象者数は増加しています。健康診査等実施することで日常生活で必要となる生活機能の確認を行い、要介護状態等になるおそれの高い人に対し、介護予防の取組をより一層、周知していきます。											
評価	A 高い		B どちらともいえない					C 低い				
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）本事業は、単独で実施するのではなく、区が実施する健康診査等の機会を活用することで、より効果的に介護予防事業への参加を促しています。											

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送りつづけることができるよう支援していくためには、生活機能の低下を早期に発見し、生活機能の改善に役立つ適切な情報を提供するとともに、要介護状態にならないよう区が実施する介護予防事業への参加を促していくことが重要と考えます。 本事業は、健康診査等と同時に実施しており、医師から直接個々の状況にあった助言、介護予防事業の紹介を受けることができることから、健康で自立した在宅生活の支援や健康寿命の延伸に寄与しているものと考えます。

評価対象			
事務事業名	高齢者単身世帯実態調査	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	区内のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、区および民生委員・児童委員、消防署がひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。また、区における高齢者施策の基礎資料とします。
事業の対象	満65歳以上（令和元年度調査では、生年月日が昭和29年4月1日以前の人）の住民基本台帳上単身世帯の者
事業の概要	3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行います。また、続く2年度間は、全数調査でひとり暮らしと確認された人を調査対象とし、年齢到達者及び、前年度調査以降新たに転入された人、住民基本台帳上単身世帯となった人等を対象に追加しています。
根拠法令等	

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	昭和57年から毎年、区内の単身世帯（65歳以上）高齢者の実態を調査しています。平成18年度の区役所・支所改革の実施により、調査事務については各総合支所区民課保健福祉係が、調査集計及びまとめについては高齢者支援課高齢者福祉係で実施することとなりました。また、平成26年度の全数調査時から外国人を調査対象として追加しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 高齢者人口の増加に伴い、単身世帯も増加すると見込まれていることから、ひとり暮らし高齢者の実態を調査・把握し、区や民生委員・児童委員等が緊急時に備えることは今後も必要であると考えます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	ひとり暮らしと確認できた高齢者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	6,865	7,962	116.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	8,056	7,538	93.6%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	7,612	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度は、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とする3年に一度の全数調査でした。平成30年度は、前年度の全数調査結果、ひとり暮らしと確認された人を調査対象とし、年齢到達者及び、前年度調査以降新たに転入された人、住民基本台帳上単身世帯となった人等を対象に追加し、調査を行うことから、実績は減少していますが、90%を超える高い達成率となっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 区が民生委員・児童委員の協力を得て実施をすることで、地域の見守りにつなげる効果があります。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	691	100%	691	0	0	0	0	0	691	679	98%		
令和元年度	852	100%	852	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	令和元年度予算については、新たに外国語版調査依頼文の反訳料や、本調査時に活用している高齢者サービスの案内冊子「高齢者福祉サービス一覧」をデータ化するなど充実を図るため、役務費及び需用費が増加しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 高齢者人口の増加に伴い、単身世帯も増加すると見込まれている一方で、現在、困りごとがない、就労しているなど調査を希望しない高齢者も少なくなく、訪問調査時に不在にしているケースも増加しています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	高齢者人口の増加に伴い、単身世帯も増加すると見込まれていることから、引き続き本事業を実施していくことは必要です。 しかし、一方で調査を希望しない元気高齢者や就労している高齢者も多く、民生委員・児童委員等が訪問調査のため自宅に訪問した際に不在にしているケースも多く見られます。 また、民生委員・児童委員等一人ひとりの訪問件数も年々増加しており、訪問調査時期が例年6月から7月と暑い時期に実施していることから訪問対象や調査方法について見直しが必要で す。 本調査は3年に一度行う全数調査の結果を基に続く2年度間も調査を行っていることから、全数調査の令和2年度に向け、今年度に改善策を検討する必要があると考えます。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	認知症高齢者介護家族支援事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	認知症高齢者を介護する人に休養が必要となった場合又は認知症高齢者が緊急に保護が必要となった場合に業務委託した施設において認知症高齢者を一時的に保護し、短期入所生活介護と同等の介護サービスを提供し、認知症高齢者を介護する家族を支援します。
事業の対象	(1)区内に住所を有する認知症高齢者で、その人を介護する家族等の介護者が休養する必要があると認められるもの (2)認知症高齢者で、次のいずれかに該当するもの ①区内に住所を有し、家族からの虐待又は放置のおそれがあると認められる人 ②区内に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人 ③認知症によるはいかい等により区内で地域包括支援センター等に保護された人 ④老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定に該当する人
事業の概要	事業の1回の利用期間は、7日以内（最長14日まで利用可）とします。 利用を希望する認知症高齢者及びその家族等は、申請書を区長に提出し、利用の申請を受けたとき又は緊急に保護が必要と認めるときは、速やかに該当するか否かを審査の上利用の可否を決定し、利用決定通知書により申請者等に通知し、利用が開始となります。 利用者の施設への移送は、原則として申請者等が行います。また、利用者は、宿泊費5,000円、食事代1,600円、紙おむつなど生活用品等の実費を負担します。
根拠法令等	港区認知症高齢者介護家族支援事業実施要綱（平成23年3月31日付22港保高第1643号）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	認知症であるにもかかわらず医師の診療や要介護認定を受けていない高齢者が、徘徊や火の不始末などの問題行動を契機として行政が対応を迫られる事例が事業開始当時、発生していました。 また、認知症と診断されても、家族がそれを受入れ、適切な介護を続けていくためには、介護する人自身が疲労や過度なストレスを溜め込まないようにする必要があります。認知症高齢者を介護する家族への支援がないため、介護者が疲弊し、認知症高齢者を放置・虐待する事例も発生しており、このような事態に対応するために、本事業が開始されました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も想定されるなかで、介護者の休養や急な要件に対応できる本事業は、認知症高齢者等を介護する家族支援事業及びセーフティネットとして、今後も受け皿として維持する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	延利用者数			指標2	延利用日数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	12	13	108.3%	平成29年度	100	89	89.0%	平成29年度			
	平成30年度	12	10	83.3%	平成30年度	100	63	63.0%	平成30年度			
	令和元年度	12	—	—	令和元年度	98	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	認知症高齢者を介護する家族等の負担を軽減することを目的とした家族支援事業であり、認知症高齢者の介護家族の緊急時の受け皿として、また認知症高齢者の在宅生活を支える事業として機能しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 認知症高齢者を介護する家族等の負担を軽減することを目的とした家族支援事業であり、認知症高齢者の介護家族の緊急時の受け皿として、また認知症高齢者の在宅生活を支える事業として機能しています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	9,236	100%	9,236	0	0	0	0	0	9,236	9,181	99%
	平成30年度	9,736	100%	9,736	0	0	0	0	0	9,736	9,376	96%
	令和元年度	9,736	95%	9,291	0	0	445	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	固定経費である職員確保料については適正であり、実績に応じて支払うベッド確保料等についても過去の実績から適正な水準に抑えて予算措置しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業実施の手法等を見直し、平成28年度から本事業の実施施設(ありすの杜きのこ南麻布)において本事業における空床を利用して他事業(高齢者緊急一時保護事業)を実施しており、経費の効率性を図っています。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も想定され、需要の増加も見込まれているため、緊急時の受け皿として事業継続の必要性が高いと考えられます。高齢者相談支援係や介護保険課と協力し、高齢者相談センターによるケアマネジャー向け研修や介護事業者説明会等の機会を利用して事業の周知を図りつつ、地域包括ケアシステムの在宅療養後方支援病床や高齢者緊急一時保護事業などの他の事業と連携し、高齢者相談センターの協力も得ながら、引き続き認知症高齢者の効果的な介護家族支援を図ります。

評価対象			
事務事業名	高齢者緊急通報システム	開始年度	平成 元 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	<p>&lt;高齢者緊急通報システム（消防庁方式）&gt;                  高齢者が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器を用いて、東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の安全を確保します。</p> <p>&lt;事業者方式緊急通報システム&gt;                  高齢者が家庭内で病気や火災などの救急事態に陥ったとき、または一定時間トイレ等の利用がない場合に、専門の警備員が出動して、安否の確認、救助等を行って高齢者の安全を確保します。</p>
事業の対象	65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の人
事業の概要	<p>&lt;高齢者緊急通報システム（消防庁方式）&gt; （平成30年度末設置台数3台）                  費用：無料 設置する機器：主装置、救急ペンダント                  申込み：協力員の確保が困難等の理由から、平成13年4月以降の新規申し込みを受け付けていません（事業者方式緊急通報システムに移行しているため）。                  その他：鍵を預ける協力員の登録が必要です。</p> <p>&lt;事業者方式緊急通報システム&gt; （平成30年度末設置台数1,067台）                  費用：月額400円（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料）                  区負担割合：6/7（生活保護受給者及び住民税非課税者は100%）                  設置する機器：主装置、救急ペンダント、火災センサー、開閉センサー                  申込み：各総合支所区民課保健福祉係 各高齢者相談センター                  その他：利用者は鍵を事業者に預ける必要があります。</p>
根拠法令等	港区高齢者緊急通報システム事業運営要綱 港区事業者方式緊急通報システム事業運営要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	平成元年度から消防庁方式の高齢者緊急通報システムを実施していましたが、協力員の確保が困難等の理由から、平成13年度4月以降の新規申し込みには、高齢者事業者方式緊急通報システムを設置しています。				
評価	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">A 高い</td> <td style="width:33%;">B どちらともいえない</td> <td style="width:33%;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">◎</td> <td style="width:85%; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">◎</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	◎		◎	
◎					
◎					
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加する傾向から、今後も緊急通報システムによる見守りの必要性も高まっているため、事業継続が必要です。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	事業者方式緊急通報システム設置数			指標2	事業者方式緊急通報システム新規設置数			指標3	事業者方式緊急通報システム出動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,256	1,088	86.6%	平成29年度	200	142	71.0%	平成29年度	1,074	1,180	109.9%
平成30年度	1,251	1,067	85.3%	平成30年度	200	146	73.0%	平成30年度	1,180	844	71.5%	
令和元年度	1,146	—	—	令和元年度	150	—	—	令和元年度	844	—	—	
指標から見た事業の成果	緊急通報システムの新規設置数は前年度から増加しましたが、設置数については前年度から減少しています。また、出動回数も減少していますが、このうち98件は実際に救助活動に繋がりました。緊急通報システム設置による見守りの効果は十分あると考えられます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 緊急通報システムを設置することで高齢者の安否確認ができるとともに、孤立死を防止することができるため、効果的です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	43,232	36%	15,770	0	27,462	0	-4,085	0	39,147	38,772	99%	
平成30年度	40,004	31%	12,425	0	27,579	0	8	0	40,012	36,972	92%		
令和元年度	40,350	37%	15,121	0	25,229	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	事業者方式緊急通報システムの設置数が前年度から減少していることから、決算額についても前年度から減少しています。なお、高齢社会対策区市町村包括補助金を活用し、歳入の確保に努めています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 平成元年から消防庁方式を実施していましたが、都内で協力員の確保が困難なため、平成13年度以降事業者方式(事業者に委託)を実施し、順次移行しており、効率的に事業を実施しています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る  
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、見守りの必要な高齢者の増加が予想されます。緊急通報システムを設置することで、在宅高齢者の24時間の見守りにつながり、高齢者の生活において、安全・安心の確保を図ることができます。  
今度も、ふれあい相談員や高齢者相談センターなどによる訪問・相談を通して、緊急通報システムの更なる普及に努めていきます。

評価対象			
事務事業名	高齢者虐待防止・養護者支援事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	高齢者に対する虐待は年々増加し、その内容も深刻化しています。このような中で、高齢者が尊厳を保ち安心して暮らし続けられるためには、高齢者虐待の防止を図ることが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年度に施行され、①国及び地方公共団体の役割、②国民の責務、③高齢者福祉に職務上関係のある者等の責務、が明示されました。この法に基づき、港区として高齢者の虐待防止対策を進め、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら安心して暮らせる社会の構築を目指します。
事業の対象	・ 区民 ・ 高齢者虐待の被害者、高齢者を養護する人 ・ 高齢者虐待の被害者及び養護者への支援に係る関係機関等
事業の概要	1 地域のネットワークを活用した高齢者虐待の防止・対応の充実 2 関係機関職員を対象とした研修会の開催 (1) 研修会（平成29年度年5回・平成30年度年5回実施、令和元年度年5回実施予定） 3 高齢者虐待相談・通報受理 4 養護者支援 (1) 「介護家族の会」の開催支援（区内5ヶ所、各月1回開催） (2) 介護家族サポーター養成講座（半日×3回）
根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 港区高齢者虐待防止対策推進要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	法が施行された平成18年度は、地域包括支援センターが創設され、港区では区役所・支所改革が開始した初年度であり、相談体制や制度の周知等も徐々に進められてきました。並行して本事業による研修会や介護家族サポーター養成講座も開始され、高齢者虐待相談対応能力の向上及び養護者への支援体制の強化も図られてきました。またここ数年では、厚生労働省から平成27年2月から平成31年4月までの間に、6回に亘って法に基づく対応の強化等を依頼する通知が、各都道府県知事あてに出されており、その内容に基づく対応も実施してきました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 国全体として高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は年々増加しており、平成30年度は過去最多となっています。そのため、厚生労働省は高齢者虐待への対応の強化等を依頼する通知を毎年各都道府県知事あてに出しており、法に明示されている地方公共団体の役割として、事業を継続して対応の向上を図っていくことは必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	高齢者支援者（相談従事者）向け研修参加者数			指標2	介護家族サポーター養成講座受講者数			指標3	養成講座受講後、サポーター登録した数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	75	78	104.0%	平成29年度	20	15	75.0%	平成29年度	5	2	40.0%
平成30年度	75	141	188.0%	平成30年度	20	9	45.0%	平成30年度	5	2	40.0%	
令和元年度	100	—	—	令和元年度	20	—	—	令和元年度	5	—	—	
指標から見た事業の成果	高齢者支援者（相談従事者）向け研修については、平成30年度から年5回開催のうち1回は、港区内の事業者ケアマネジャーも対象として実施しました。その結果、参加者が予定数を上回る結果となりました。介護家族サポーター養成講座については、参加しやすいよう日程等の工夫をしましたが、参加者は9名でした。既に他のボランティアをしている方も多く、介護家族サポーター登録者は昨年同様の2名でした。今後、講座受講者数やサポーター登録数の改善のため、アンケート等を活用し内容の充実を図ります。											
②事業の効果性	A 高い			B どちらともいえない			C 低い			◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 高齢者人口の増加により要介護者や認知症の人も増えていきます。それに伴い、高齢者虐待も増加することが予想されるため、研修による虐待ケースへの対応力の向上、及び介護家族サポーター養成による養護者支援の強化を図ることは、非常に効果的です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）											決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	1,392	50%	697	0	695	0	0	0	0	1,392	1,209
平成30年度	1,394	50%	697	0	697	0	0	0	0	1,394	1,327	95%
令和元年度	1,277	50%	639	0	638	0	—	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	高齢者支援者（相談従事者）向け研修については、平成30年度から5回の内1回は港区内の事業者ケアマネジャーも対象として実施した結果、60名が参加し「タイムリーな課題への対応を具体的に学ぶ事ができ、大変役に立った」と好評でした。介護家族サポーター養成講座についても、ボランティア体験の中に初めて支会の定例会見学を入れるなど、工夫して実施しました。											
③事業の効率性	A 高い			B どちらともいえない			C 低い			◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 高齢者支援者（相談従事者）向け研修及び介護家族サポーター養成講座ともに、参加者から頂いた意見を基に内容の見直しを行い、一定の成果を得ています。今後も、より効果が挙げられるよう内容の精査を行い、充実を図っていきます。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

高齢化社会が急速に進行していく中、高齢者が尊厳を保ち安心して暮らせる社会を構築するために、高齢者虐待の防止を図ることは重要です。また、そのための体制を構築することは、法律で地方自治体の責務であると定められていることから、高齢者虐待防止・養護者支援事業の内容や手法について、精査していくことを前提としながら、今後も継続していく必要があります。これまでの実態を踏まえて、課題の捉え方や事業のあり方を、より効果的に行えるよう検討していきます。具体的には、高齢者相談センターと区の担当で開催している「権利擁護検討グループ」を活用して、高齢者相談センター一間の情報共有を行うとともに、課題の抽出とその解決に向けた検討を行い、効果的な事業が実施できるよう取り組んでいきます。

評価対象

事務事業名	高齢者緊急一時保護事業	開始年度	平成 16 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	在宅の要介護・要支援高齢者等が、介護者の緊急事態等により、一時的に在宅で介護が受けられなくなった場合に、介護老人福祉施設を利用し、緊急時の介護サービスを行います。
事業の対象	在宅での介護への復帰が可能な次の要件に該当する人 ①港区に住所を有し、家族からの虐待または放置が認められる人 ②港区に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人 ③認知症等による徘徊により港区内で高齢者相談センター（地域包括支援センター）等に保護された人 ④港区に住所を有し、介護者の緊急事態で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人保健施設等の利用が困難な人
事業の概要	在宅の要介護・要支援高齢者等が、在宅での介護が一時的に困難となり、緊急に施設での介護が必要となった場合、介護老人福祉施設（「ありすの杜きのご南麻布」「サン・サン赤坂」「洛和ヴィラ南麻布」「新橋さくらの園」）で短期間（7日間まで。区長が認めるやむを得ない場合は最大14日間）介護を行います。 介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）の利用料（介護保険外の滞在費、食費、その他日常生活費などを含む）、入所前検診にかかる費用の負担があります。
根拠法令等	港区高齢者緊急一時保護事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成28年度にありすの杜きのご南麻布、新橋さくらの園、洛和ヴィラ南麻布と協定を結びました。 平成30年度からは、自立の高齢者の受け入れをサン・サン赤坂で開始しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐	
	今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐	
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐		
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）虐待や認知症徘徊等の緊急一時保護を必要とする高齢者は、今後も増加が予想されるため、事業の継続が必須です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	ありすの杜きのご南麻布 延利用日数（日）			指標2	サン・サン赤坂 延利用日数（日）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	80	14	17.5%	平成29年度	84	43	51.2%	平成29年度			
	平成30年度	33	10	30.3%	平成30年度	84	27	32.1%	平成30年度			
	令和元年度	28	—	—	令和元年度	70	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度の延利用日数について、平成29年度実績から減少しています。これは、ケアマネジャー向け説明会等で事業の概要や対象要件の周知を強化や協力依頼したこと、緊急一時保護の利用に至らなくても、介護保険のショートステイや他の支援との組み合わせにより解決した事例が増加した効果といえます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 当該高齢者が虐待を受けるなどの緊急事態が発生した際、高齢者の安全を確保するため、今後の対応策、支援策を講じるまで一時的に高齢者を保護する事業として十分な効果を有すると言えます。また、社会情勢および社会的な要因だけでなく、一時保護後、在宅に戻った後の利用者本人及び家族の生活にも、関係の改善など効果は十分あると見られています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	3,743	50%	1,872	0	1,871	0	-1,806	0	1,937	1,894	98%
	平成30年度	3,335	65%	2,172	0	1,163	0	0	0	3,335	1,189	36%
	令和元年度	3,172	50%	1,587	0	1,585	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費の支払いが伴うサン・サン赤坂の延利用日数の実績が平成30年度から減少したため、決算額も減少しています。また、高齢社会対策区市町村包括補助金を活用し、歳入の確保に努めています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 平成28年度から、ありすの杜きのご南麻布において、認知症高齢者介護家族支援事業を利用していない時に高齢者緊急一時保護の利用ができる仕組みとし、経費の効率性を図りました。より一層安定した事業とするために、利用枠の拡充を進め、2施設の特別養護老人ホームの空床を利用できるよう協定を結んでいます。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	高齢者人口の増加に伴い、介護者の緊急事態や虐待、認知症徘徊等緊急一時保護を必要とする高齢者は今後増加することが予想されるため、事業については継続が必要で
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	す。

評価対象

事務事業名	高齢者緊急医療短期入所	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	在宅の要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等によって一時的に在宅で介護が受けられなくなり、かつ医療対応が必要で介護保険のショートステイ等のサービスが受けられない場合に、医療施設を利用し、緊急時の医療を伴う看護を行い、要支援・要介護高齢者の在宅生活の維持・継続を図ります。
事業の対象	次の要件すべてに該当する人 (1) 港区に住所を有する人 (2) 要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定された人 (3) 介護者が緊急事態等で一時的に自宅での介護が受けられず、かつ医療対応が必要で介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用が困難な人 (4) 短期の入所により、在宅への復帰が可能な人
事業の概要	医療対応が必要な要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等（介護者の病気、入院や親族の葬式）で一時的に在宅での介護が受けられない場合、医療施設で短期間、介護者に代わり支援を実施します。 利用者には、医療保険の自己負担分、病院給食代、おむつ代などのその他必要な経費の負担があります。 緊急時対応により利用するため、一般社団法人東京都港区医師会が指定する病院（古川橋病院）のベッドを常時1床確保しています。義務的経費である①ベッド確保料、②事務手数料を区が社団法人東京都港区医師会に前金で支払います。また、利用実績に応じた③衛生看護経費利用実績分、④医療保険適用外経費については履行確認後に区が社団法人東京都港区医師会に支払います。
根拠法令等	港区高齢者緊急医療短期入所事業実施要綱（平成14年3月7日付13港保介第778号）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	在宅の要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等によって一時的に在宅で介護が受けられなくなり、かつ医療対応が必要で介護保険のショートステイ等のサービスが受けられない場合に、医療施設を利用し、緊急時の医療を伴う看護を行い、要支援・要介護高齢者の在宅生活の維持・継続を目的に事業が開始されました。 事業開始時から平成30年度までは古川橋病院及び西原病院が指定病院でしたが、西原病院の閉院に伴い、令和元年度からは古川橋病院のみが指定病院となっています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 今後、後期高齢者の増加に伴い、医療対応が必要な要支援要介護者の増加も想定されるなかで、介護者の急な要件や休息に対応できる本事業は、医療対応がある要介護者等を介護する家族支援事業及びセーフティネットとして、今後も受け皿として維持する必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用日数 (古川橋病院・西原病院)			指標2	利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	365	19	5.2%	平成29年度	52	3	5.8%	平成29年度			
平成30年度	365	20	5.5%	平成30年度	52	2	3.8%	平成30年度				
令和元年度	366	—	—	令和元年度	52	—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果	医療対応が必要なために、特別養護老人ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）などが利用できない要支援・要介護高齢者を介護する家族のレスパイト（休息）事業として機能しています。利用実績は伸びていませんが、緊急を要する要支援・要介護高齢者及び介護をする家族のセーフティネットとして必要な事業です。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族支援事業が他にはなく、本事業が区民ニーズに応える手段として十分な効果を有します。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	4,075	50%	2,038	0	2,037	0	0	0	0	4,075	4,072	100%
平成30年度	4,088	50%	2,052	0	2,036	0	0	0	0	4,088	4,085	100%	
令和元年度	4,119	50%	2,076	0	2,043	0	—	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	固定経費であるベッド確保料、事務手数料については適正であり、実績に応じて支払う衛生看護経費についても過去の実績から適正な水準に抑えて予算措置しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 病院のベッドの確保など事業実施にあたっては、東京都港区医師会の協力が不可欠です。高齢者緊急一時保護事業などとの連携を図るなかで、事業実施の効率性が高まる可能性はあります。なお、高齢社会対策区市町村包括補助金を活用し、歳入の確保に努めています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	病院のベッド確保など東京都港区医師会の協力を得て実施しており、費用面についても固定経費と実績による経費の二重構成にするなど工夫しています。医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族を支援する制度がほかにないことから、事業の継続の必要性は高いと考えます。 今後は、ケアマネジャーの研修会などを通じ、引き続き周知を図り、利用者の促進を図るとともに、在宅医療後方支援病床事業や高齢者緊急一時保護事業などの事業と連携を図り、医療対応が必要な要介護高齢者を支援します。

評価対象

事務事業名	高齢者セーフティネットワーク	開始年度	平成 19 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、地域のセーフティネットワークを構築します。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等）</li> <li>・ 高齢者の見守りに参加する区民</li> <li>・ 高齢者の見守りに参加する関係機関、区内事業者</li> </ul>
事業の概要	<p>①高齢者セーフティネットワークの構築の推進 民生委員・児童委員、介護事業者、港区社会福祉協議会、警察、消防や高齢者相談センターなどの関係機関で構成する「高齢者地域支援連絡協議会」を開催し、地域での日々の見守りなどについて、情報交換や協議を実施します。</p> <p>②事業者との見守りの連携の推進 地域における高齢者の見守りを充実させるため、地域で配達や戸別訪問などを行っている事業者等と高齢者の見守りに関する協定等の締結をすることにより連携を進めます。</p> <p>③見守りのための講習会の開催 高齢者の異変などにいち早く気づくとともに、適切な相談機関に連絡できるよう、高齢者の特色や見守りのポイントなどの講習会を各地区で定期的で開催し、見守りへの理解と協力を区民等に呼びかけ、地域における見守りの輪を広げます。</p> <p>④高齢者熱中症対策 高齢者の熱中症を防ぐために、熱中症注意喚起のチラシの送付や民生委員やふれあい相談員が訪問時に配布等を行います。また広報にも注意喚起の記事を載せ啓発を行います。</p>
根拠法令等	港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り地域のセーフティネットワークを構築するため、高齢者地域支援連絡協議会等の事業を行っています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		
①事業継続の必要性			
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 今後も、高齢者への見守りの目を広げるため、広く区民や関係機関、地域で活動する事業者等との協力が必要と考えます。		

**【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	港区高齢者地域支援連絡協議会開催回数			指標2	高齢者の見守りのための講習会開催			指標3	活動報告会開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	10	15	150.0%	平成29年度	1	1	100.0%
平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度	15	16	106.7%	平成30年度	1	1	100.0%	
令和元年度	2	—	—	令和元年度	15	—	—	令和元年度	1	—	—	
指標から見た事業の成果	目標は達成できています。今後も引き続き定期的な高齢者地域支援連絡協議会、高齢者見守り講習会、ふれあい相談員による高齢者見守り活動報告会を行って行き、事業の強化を図ります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	関係機関同士が顔の見える関係となることによって、情報共有の円滑化が図れます。協定先の事業者と高齢者の見守りについて連携することは、高齢者の異変にいち早く気づくことにつながります。											

**③事業の効率性に係る評価**

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	1,371	29%	395	384	592	0	0	0	1,371	1,184	86%	
	平成30年度	1,495	37%	557	562	376	0	-308	0	1,187	1,111	94%	
	令和元年度	1,406	29%	409	642	355	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	事業内容に変わりはありませんが、冊子等の印刷を必要に応じて隔年とするなどのコスト削減を行っています。また、高齢社会対策区市町村包括補助金を活用し、歳入確保に努めています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）協定先事業者と協力して効率的に事業を実施しています。また、協定先事業者と見守りに関する勉強会を行うなど、見守り体制の強化を行っています。												

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

高齢者の増加が予想されており、今後もセーフティネットワークの構築は重要です。今後は、見守り協定先の事業者をはじめとする地域で活動する民間事業者等と、高齢者の見守りに関する勉強会などを引き続き実施し、見守り協定先事業者等や区民から連絡が入った場合の、安否確認を取るまでの方法を明確にするとともに、関係機関との連携方法をより一層確立させ、さまざまな事業者との連携を拡充していきます。

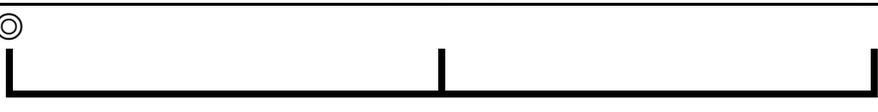
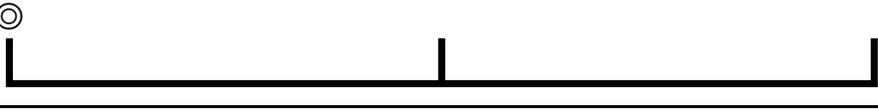
評価対象

事務事業名	ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	ふれあい相談員が、区内のひとり暮らし高齢者等の居宅等を訪問し、福祉サービス等の相談を受け、必要なサービスや支援につなげることにより、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	[ふれあい相談員の訪問対象者] 単身世帯実態調査結果をもとに、介護保険や区の高齢者サービス等の利用のない人で ①70歳以上のひとり暮らし高齢者 ②75歳以上の高齢者のみの世帯 ③地域等から相談のあった65歳以上の高齢者
事業の概要	総合支所の所管区域ごとに、福祉の専門職員である「ふれあい相談員」を配置し、積極的に地域に出向き、高齢者の困りごとなどを受けるとともに、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所や高齢者相談センター（地域包括支援センター）と連携して、ひとり暮らし高齢者等の見守りや、高齢者の生活実態に即した支援を行います。 具体的な内容は、以下のとおりです。 ①高齢者の生活実態の把握、情報収集、台帳作成及び安否確認 ②高齢者への支援 ③緊急時の対応 ④関係機関との連携及び会議等への出席
根拠法令等	港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成23年度から開始した事業です。最初は高輪地区のみでの事業でしたがその後は5地区すべてに配置しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 引き続き民生委員・児童委員や高齢者相談センター等との連携を推進し、高齢者の孤立や孤独死を防止し、見守り体制を強化するためにも必要な事業です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	訪問対象者訪問率			指標2	訪問対象世帯訪問率			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	3,204	3,066	95.7%	平成29年度	1,734	1,688	97.3%	平成29年度			
	平成30年度	4,029	3,706	92.0%	平成30年度	1,788	1,687	94.4%	平成30年度			
	令和元年度	4,000	—	—	令和元年度	1,700	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	訪問対象者及び訪問対象世帯の訪問率90パーセントを超えるなど、高齢者の実態把握において、一定の成果が上がっていると言えます。また、平成29年度の単身世帯実態調査は、3年に1度の全数調査であったため、平成30年度の訪問対象者及び世帯が増えています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 一人ひとりの高齢者の必要性に応じて、ふれあい相談員は、訪問先のその場で福祉サービスの申請を受け付けることができるため、とても効果を発揮しています。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	70,753	64%	45,003	0	25,750	0	0	0	70,753	70,722	100%
	平成30年度	71,228	64%	45,478	0	25,750	0	0	0	71,228	71,191	100%
	令和元年度	70,886	64%	45,636	0	25,250	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	令和元年度の訪問対象者はひとり暮らし高齢者が3,941世帯、高齢者のみ世帯が1,275世帯です。合計5,000を超える世帯を11名のふれあい相談員が複数回訪問し、その面会率は90%以上です。他の見守り事業を受けていない高齢者を積極的に支援できていることから、効率性の高い事業といえます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 介護保険や区の高齢者サービス利用のない高齢者宅へ訪問することは、必要な人に必要な福祉サービスを利用するきっかけとなることから、効率性があります。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	福祉の専門職員であるふれあい相談員は、区民からの認知度も高くなり、現在も様々な関係機関や地域の方と連携をして、高齢者の見守りをはじめ、孤立化など対応が困難な場合の発見や福祉サービスへのつなぎを行っています。今後も高齢者人口の増加が見込まれるため、引き続きアウトリーチの手法を用いて積極的な訪問活動を継続します。

No 171

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	高齢者自立支援住宅改修等支援事業等	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要

事業の目的	高齢者が居住する住宅を改修することによって、介護の軽減や転倒予防など在宅での生活の質を確保します。
事業の対象	65歳以上の高齢者で、それぞれの事業における一定の要件を満たした方
事業の概要	<p>以下の項目について、助成します。なお、それぞれの事業には、所得に応じて利用者負担があります。</p> <p>(1) 自立支援住宅改修給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防給付（手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え、その他これらの工事に付帯する工事）【助成限度額：200,000円】</li> <li>・ 浴槽の取替え【助成限度額：379,000円】</li> <li>・ 流し、洗面台の取替え【助成限度額：156,000円】</li> <li>・ 便器の洋式化【助成限度額：106,000円】</li> </ul> <p>(2) 高齢者昇降機設置費助成【助成限度額：最大1,332,000円】</p> <p>(3) 共同住宅バリアフリー化支援【助成限度額：対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差解消、手すりの設置、床のノンスリップ化【助成対象限度額：700,000円】</li> <li>・ 段差解消機の新設【助成対象限度額：8,000,000円】</li> <li>・ エレベーターの新設【助成対象限度額：20,000,000円】</li> <li>・ 既存エレベーターのバリアフリー化改修【助成対象限度額：3,000,000円】</li> </ul> <p>(4) 自立支援住宅改修等コーディネート【利用者負担：無料】</p>
根拠法令等	(1) 港区高齢者自立支援住宅改修給付事業要綱 (2) 港区高齢者昇降機設置費助成事業実施要綱 (3) 港区共同住宅バリアフリー化支援事業実施要綱 (4) 港区高齢者自立支援住宅改修等コーディネート事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成29年度から通年で申請を受け付けており、より利用しやすい事業となっています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 高齢者の安心・安全な住まいの確保のため、区民ニーズは高く、事業を継続していく必要があるといえます。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	自立支援住宅改修給付件数			指標2	昇降機設置費助成給付件数			指標3	共同住宅バリアフリー化給付件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	169	130	76.9%	平成29年度	1	3	300.0%	平成29年度	6	8	133.3%
	平成30年度	137	125	91.2%	平成30年度	2	3	150.0%	平成30年度	9	7	77.8%
	令和元年度	121	—	—	令和元年度	2	—	—	令和元年度	10	—	—
指標から見た事業の成果	自立支援住宅改修給付及び昇降機設置費助成事業、共同住宅バリアフリー化支援事業の実績は、共に前年度より減少か横ばいです。昇降機は当初予定を上回り、達成率は高くなっています。											

	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 介護の軽減や転倒予防など在宅生活の質の確保につながっています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	51,276	44%	22,592	0	20,020	8,664	-5,457	0	45,819	44,678	98%
	平成30年度	36,836	48%	17,730	0	15,504	3,602	1,018	0	37,854	35,628	94%
	令和元年度	35,030	51%	17,698	0	14,133	3,199	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	給付件数が減少したことから、決算額は減少しています。また、高齢社会対策区市町村包括補助金を活用し、歳入確保に努めています。											

	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 共同住宅バリアフリー化支援事業及び高齢者自立支援住宅改修等コーディネーターによる調査に基づき、優良で効果的な工事が行われていることから、事業の実施手段は妥当かつ効率的です。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	本事業の住宅改修によるバリアフリー化で、転倒予防や介護の軽減など、高齢者が在宅で安全安心に住み続けられる住まいの確保が実現することから、重要な事業であり、継続が必要です。

評価対象			
事務事業名	高齢者家事援助サービス	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要	
事業の目的	家事等が困難で日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣し、高齢者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるように支援します。
事業の対象	区内に住所を有する人で、65歳以上のひとり暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯の人で①自立判定者（介護認定の未判定者を含む） ②基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者 ③介護保険の介護認定で要支援1・2の人※②と③に該当する人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。※ 家族と同居であるが、日中長い時間ひとりになるなど、支援が必要な人についても対応しています。
事業の概要	衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買い物等の家事の援助をします。自立判定者・基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者・要支援1の人は週2時間まで、要支援2の人は週3時間までの利用に限ります。 生活保護受給者： 無料 住民税非課税者： 120円 上記以外の者： 200円 ※ おおむね6か月ごとに高齢者相談センターが状況調査（アセスメント）を実施し、事業継続の必要性を判断します。
根拠法令等	港区高齢者家事援助サービス事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	総合事業におけるサービスや介護保険への移行に伴い、本来家事援助サービスが必要な人が利用する仕組みの整理ができています。申請時に、サービスを開始する理由を確認し、利用期間の用途をたてているため、人数は減少傾向です。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 状況調査の徹底により適正なサービス利用につながり、利用件数は減少しています。しかしながら、本事業は介護保険サービスの対象とならない病気やケガ等で緊急状態になり、日常生活に支障のある高齢者を支援する事業であり、また介護保険サービスにつながるきっかけとなる事業のため継続することが必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	延べ利用者数			指標2	延べ派遣時間			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	1,000	750	75.0%	平成29年度	5,190	4,294	82.7%	平成29年度			
	平成30年度	880	550	62.5%	平成30年度	4,700	3,253	69.2%	平成30年度			
	令和元年度	700	—	—	令和元年度	4,200	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	事業目的に則した申請受付を実施しているため、一時的な利用者が増えています。継続の利用者については、状況調査により介護保険への移行手続きを行い、介護保険サービスや総合事業に繋いでいくため利用者は減少しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 定期的な状況調査の実施により、当事業を必要とする人にサービスを適正に提供することができており、効果的です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	12,628	100%	12,628	0	0	0	0	0	12,628	10,257	81%
	平成30年度	11,491	100%	11,491	0	0	0	0	0	11,491	7,865	68%	
	令和元年度	10,158	100%	10,158	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	利用目的を明確化することで、過大なサービス供給を抑えるとともに、必要に応じて介護保険サービスや総合事業への移行手続きを進めたことで、利用者数の減少及び決算額の減額が実現しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 高齢者相談センター職員が対象者の身体状況を申請時に調査し、家事援助サービスが必要か否かを判断しており、適切な対象者へ当事業行っています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	高齢者家事援助サービス事業は、高齢者相談センターによる申請時の判定とおおむね6か月ごとの状況調査により、必要な対象者に実施されています。 平成28年4月から基本チェックリストによる総合事業対象者を追加したことで、事業目的に則した利用が実現し、さらに介護保険の介護認定対象者については、認定手続きを案内し、介護保険サービスへの移行を実施しています。

No 173

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	通院支援サービス事業	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度の対象にならない医療機関での待ち時間において付き添いを提供することにより、高齢者の医療機関への通院機会の保障を図り、高齢者の在宅生活を維持します。
事業の対象	区内に住所を有する要介護1以上の人で、ケアプランに訪問介護（通院介助）又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人 ※上記の人で介護保険の2号被保険者の人も含む
事業の概要	病院内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービス提供します。（ただし、身体介護を行う介護保険制度の対象となる場合を除きます。） 【自己負担金（1時間あたり）】 ・一般：250円（30分毎100円加算） ・ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者70円（30分毎30円加算） ・生活保護受給者：無料 【派遣回数】 月3回、1回3時間まで
根拠法令等	港区高齢者通院支援サービス事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成21年から継続している事業であり、例年利用者数が増加しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 介護保険サービスの適用とならない病院内の待ち時間を、区の通院支援サービスとして実施することは、切れ目のない支援として必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	延べ利用人数			指標2	延べ派遣回数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	3,792	3,628	95.6%	平成29年度	6,067	5,717	94.2%	平成29年度			
	平成30年度	3,456	3,703	107.1%	平成30年度	5,875	5,739	97.7%	平成30年度			
	令和元年度	3,780	—	—	令和元年度	5,761	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果 延べ利用人数、延べ派遣回数ともに実績は伸びています。今後も同程度の実績が見込まれます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 介護保険の訪問介護と併せての利用が条件のため、自宅から病院内、帰宅といった通院の支援は対象者の通院時の安心につながるサービスであり、効果があると言えます。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	22,761	100%	22,761	0	0	0	-325	0	22,436	20,018	89%
	平成30年度	20,575	100%	20,575	0	0	0	0	0	20,575	20,127	98%
	令和元年度	23,777	100%	23,777	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 延べ利用人数、延べ派遣回数の増加と共に決算額も増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 当事業の申請は、ケアマネジャーが作成するケアプラン表と申請書を高齢者相談センターへ提出することで完了します。申請の際に利用者や家族に対し、手間をかけることなく負担が少ないため、申請から決定までの手法は効率的です。		

【ステップ3】総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
 ・「拡充」：レベルアップ  
 ・「継続」：現状維持  
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
 ・「統合」：他事業と統合

通院時の院内での待合について、付き添いを行うことで、高齢者の安全・安心な通院を可能にし、家族の負担軽減にもつながっています。  
 この点から、高齢者の安心した通院機会を確保することができ、在宅生活の継続を可能にしていることから、当事業を継続していくことは必要です。

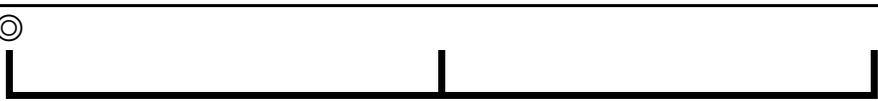
評価対象

事務事業名	高齢者生活管理指導員派遣	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した生活の支援		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に関する支援等を行い、要介護状態への進行を予防し高齢者福祉の増進を図ります。
事業の対象	基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者
事業の概要	基本的な生活習慣の欠如等により、居宅が「もの屋敷」化している人に対して、高齢者相談センターや総合支所など関係部署の十分な検討の後、受注者のホームヘルパーを「生活管理指導員」として派遣し、室内清掃を実施します。排出された「もの等」については、必要に応じて清掃リサイクル事務所の協力を得て処理します。 その後、関係部署の連携により、社会適応が困難な高齢者の日常生活についての支援等を継続して実施します。
根拠法令等	港区高齢者生活管理指導事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	本事業は対象者が限定的であり、他の方法でいわゆる「もの屋敷」の改善ができないか、高齢者相談センターや総合支所等と十分検討したうえで実施しているため、年間実績は1~2件程度となります。しかし、高齢者相談センターや総合支所には、高齢者の「もの屋敷」に関する苦情や相談が数多く寄せられており、ごみ等ものの中で暮らす高齢者自身の健康状態だけでなく、悪臭や害虫などの被害が地域の問題となっているケースもあります。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 基本的な生活習慣の欠如や、対人関係不成立等の社会適応が困難な在宅高齢者に対して生活管理指導するためには、今後も継続して事業を実施する必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	高齢者生活管理指導回数			指標2	訪問調査数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度				
平成30年度	2	0	0.0%	平成30年度	2	0	0.0%	平成30年度				
令和元年度	2	—	—	令和元年度	2	—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果	平成29年度は4件の相談を受け、訪問などによる調査の結果、1件実施いたしました。平成30年度は2件の相談を受け、訪問などによる調査の結果、実施にいたりませんでした。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 本事業は実績件数は少ないものの、高齢者の「もの屋敷」を改善するための唯一の事業です。高齢者の民間の一般的な専門業者によって部屋のもの等を処理する方法ではなく、本人の生活管理を指導し、日常生活の支援をするためには本事業のようにホームヘルパーを活用する実施手段が有効です。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	372	100%	372	0	0	0	0	0	0	372	174	47%
平成30年度	370	100%	370	0	0	0	0	0	0	370	0	0%
令和元年度	360	100%	360	0	0	0	—	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度は、実施が0件でしたが、令和元年度は1件の実施を見込んでいます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 在宅介護に関する専門的な技術・ノウハウと経験を有するとともに、不定期の区による業務実施要請に対して、迅速に対応可能な事業者へ委託する手法は効果的です。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	今後も、高齢者相談センターや総合支所等の各機関と連携を図りながら、事業対象者がどうか判断するため、対象者と関係機関でヒアリングをもとに、平成30年度に作成した判断基準とする確認事項を作成し、必要性についてアセスメントを行います。最終的に本人が清掃を拒否したり他のサービスにつながる等、事業実施に至らないケースが大部分です。このようにヒアリングを積み重ね慎重に判断することで、適切な結果につながっているため、本事業手法については適当であり、継続とします。

評価対象

事務事業名	高齢者等紙おむつ給付	開始年度	平成 6 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	<p>&lt;おむつ給付&gt; 身体機能が低下しても、高齢者が快適に日常生活を送ることができるよう生活環境面から支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図るため紙おむつの現物を給付します。</p> <p>&lt;おむつ代助成&gt; 区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成します（限度額 月額10,000円）。 ※ただし、同じ月におむつの給付とおむつ代助成の併用はできません。</p>
事業の対象	区内に住所を有する介護認定「要支援1」以上で、常時臥床及び失禁状態にある人
事業の概要	<p>&lt;おむつ給付&gt; 【給付内容】 61種類の紙おむつ等の中から給付限度の範囲内で選択する方式です。給付限度点数100点までは、自己負担金500円です。（1点100円相当）給付限度点数100点を超える追加注文も可能です。（1点当たり100円の計算で追加分の費用を自己負担金とともに支払います。） 【給付方法】 委託業者が月1回指定の場所に配送します。 ※随時や隔月などの配送も可能です。 【利用者負担金】 月額500円（都内配送） ※都外配送の場合は、自己負担金500円＋配送料金</p> <p>&lt;おむつ代助成&gt; 【助成内容】 区が給付する紙おむつ等の使用を認めない医療機関に入院する場合、月額10,000円を限度に、支払ったおむつ代を助成します。 4・8・12月の年3回の請求に基づき助成します。</p>
根拠法令等	港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>本事業は、紙おむつが必要な高齢者の快適な日常生活を生活環境面から支援するとともに、家族の介護負担や経済負担の軽減にもつながっています。利用者や家族から、感謝の言葉が多く寄せられています。また、介護が必要な高齢者数の増加に伴い、紙おむつに係る需要は増加傾向が見込まれています。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	<p>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</p> <p>◎</p>		
評価の着眼点	<p>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</p> <p>◎</p>		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区民の要望は高く、事業の実績も増加していることから、今後も継続していくことが必要です。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	おむつ給付の月平均利用者数			指標2	おむつ代助成の月平均利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,720	1,779	103.4%	平成29年度	27	25	92.6%	平成29年度			
	平成30年度	1,829	1,811	99.0%	平成30年度	30	22	73.3%	平成30年度			
	令和元年度	1,887	—	—	令和元年度	27	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
おむつ給付の月平均利用者数は微増し、おむつ代助成の月平均利用者数は微減していますが、両方とも継続して一定のニーズはあります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 紙おむつの給付は実績増となっています。おむつ代の助成についても区が給付するおむつの使用を認めない医療機関が少なくなく、効果性は高いと評価できます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	174,004	100%	174,004	0	0	0	9,843	0	183,847	183,399	100%
	平成30年度	186,063	100%	186,063	0	0	0	3,011	0	189,074	186,587	99%
	令和元年度	194,752	100%	194,752	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
高齢者人口の増加に伴い、希望者が増え事業費は増加しています。  
平成30年度の一人当たりの利用金額は、平均8,177円と増加傾向にあります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 失禁状態やねたきりの高齢者に紙おむつ給付で在宅生活を支援しており、有効な手法です。また、おむつ代助成では医療機関に支払ったおむつ代金の一部を助成することで介護者の経済的負担の軽減を図り、有効な手法です。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	快適な日常生活を支援するために、要支援者も対象としている効果は高いと言えることから、今後も事業の継続が必要です。 なお、利用者に対して、紙おむつ使用を必要としなくても済むよう介護予防事業を案内したり、必要以上の量のおむつを注文をしないように定期的に注意喚起するなど、区の負担軽減にも努めていきます。

No 176

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	ねたきり高齢者寝具乾燥消毒	開始年度	昭和 48 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	在宅で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善します。
事業の対象	区内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人
事業の概要	寝具の乾燥消毒を毎月（年12回、うち1回は水洗い）、寝具乾燥車を配車して実施します。 <利用者負担> ・寝具1組（乾燥消毒）：150円 ・掛布団1枚（水洗い）：300円 ・敷布団1枚（水洗い）：300円 ・毛布 1枚（水洗い）：50円 ※水洗いは毎年1月に実施します。
根拠法令等	港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	昭和48年から長年継続している事業であり、例年利用者数が安定しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────────────────────┐ │ └──────────────────────────────────┘		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────────────────────┐ │ └──────────────────────────────────┘		
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────────────────────┐ │ └──────────────────────────────────┘		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 要介護高齢者の増加に伴い、今後も引き続き区民ニーズが見込まれます。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用件数			指標2	新規申請件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	400	281	70.3%	平成29年度	20	28	140.0%	平成29年度			
	平成30年度	325	308	94.8%	平成30年度	30	27	90.0%	平成30年度			
	令和元年度	339	—	—	令和元年度	27	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
平成30年度は前年に比べ利用件数が増加しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 在宅の要介護高齢者の衛生保持に効果があります。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	923	100%	923	0	0	0	0	0	923	672	73%
	平成30年度	898	100%	898	0	0	0	0	0	898	741	83%
	令和元年度	984	100%	984	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
利用件数の増加に伴い、平成30年度の決算額も増加しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 寝たきりの高齢者宅に直接寝具乾燥車を配車し、その場で寝具の乾燥等を実施することができるので、在宅の高齢者にとって効率的です。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

高齢者が地域で衛生的な生活をするために臥床環境を整えることは、今後も区民ニーズや要望が見込まれるため、事業の継続が必要です。

評価対象			
事務事業名	高齢者福祉キャブ及び緊急移送サービス運行	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	<p>&lt;高齢者福祉キャブ&gt;寝たきりの高齢者、または車椅子を使用しなければ歩行困難な人の移動手段を確保するため、福祉キャブ（昇降装置付きタクシー）を運行しています。</p> <p>&lt;緊急移送サービス&gt;福祉キャブ利用者が緊急時に民間救急移送サービスを利用する場合に、費用の一部を助成することにより、高齢者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立っています。</p>
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人</li> <li>・おおむね60歳以上で、下肢が不自由な人</li> </ul>
事業の概要	<p>&lt;高齢者福祉キャブ&gt; 福祉キャブ利用カードを交付し、高齢者の社会参加を促進しています。 【福祉キャブ運行台数】5台（障害者福祉課分の1台とあわせて合計6台で運行しています。） 【予約方法】 運行委託業者に利用者が直接申し込み(利用日の1ヶ月前からの予約) 【運賃】 普通車タクシー料金と同じ 【利用区域】 出発地または到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市 【介助人利用助成】 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人分の半額を助成します。</p> <p>&lt;緊急移送サービス&gt; 夜間の緊急時等福祉キャブの利用が困難な場合に利用します。 【受付・運行時間】 24時間 【運賃】 ハイヤー料金と同額 【利用者負担】 ①利用料金が10,000円以下の場合 利用料金の30%に相当する額 ②利用料金が10,000円超の場合 3,000円+10,000円を超える部分の額</p>
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区福祉キャブ利用カード交付要綱</li> <li>・港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱</li> </ul>

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>当事業は迎車料金がからずタクシー料金と同額で利用でき、乗降・降車の介助を行い、安全に外出を支援するサービスです。その点から福祉キャブの運行は高齢者の外出に対して効率的に支援を行っています。</p> <p>当初は、通院の利用者が主でしたが、近年ではデパートやいきいきプラザなど余暇を目的とした外出など行き先が多様になり、今後も利用者が増加することが予想されます。</p>
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</p> <p>◎</p> <p>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</p> <p>◎</p>
①事業継続の必要性	◎
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>一般の交通機関を利用することが困難な人が利用するサービスであり、大部分は病院受診に利用されています。また、ここ数年はデパートやいきいきプラザなど行き先が多様化するなど、地域での重要な外出支援となっています。</p>



No 178

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	高齢者福祉理美容サービス	開始年度	昭和 52 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じたこころゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	在宅で寝たきりの状態にある高齢者に、福祉理美容登録カードを交付し、理容師または美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族の介護の軽減を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人
事業の概要	<p>【実施回数】 年6回まで</p> <p>【利用者負担】 1回500円</p> <p>【有効期間】 4月1日から翌年の3月31日まで</p> <p>【理容方法】 港区福祉理容協力店名簿（60店舗）、港区福祉美容協力店名簿（29店舗）に登録された店舗で利用できます。</p>
根拠法令等	港区福祉理美容登録カード交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年度に、利用者の利便性の向上、福祉サービスの充実の観点から、利用券をカードに変更し、自己負担額を2,000円から1,000円に変更しました。平成20年度に福祉サービスの充実から、利用回数を年4回から6回へ自己負担額を500円に変更しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 在宅で生活する寝たきりの状態にある高齢者に出張理美容サービスを行うことは、在宅高齢者の保整の向上のために、必要性は高く区が行うべき事業です。		

**【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	登録者数（年度末）			指標2	利用延件数			指標3	協力登録店数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	700	526	75.1%	平成29年度	1,148	944	82.2%	平成29年度	94	91	96.8%
平成30年度	561	451	80.4%	平成30年度	1,050	876	83.4%	平成30年度	91	89	97.8%	
令和元年度	441	—	—	令和元年度	1,004	—	—	令和元年度	89	—	—	
指標から見た事業の成果	登録者数（年度末）は減少していますが、新規申請者は28年度160人、29年度161人、30年度192人と増加しており、区民のニーズは減少していません。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 在宅で生活する寝たきりの高齢者の清潔と生活の質が保たれるとともに、介護家族の負担軽減に効果があります。											

**③事業の効率性に係る評価**

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	6,889	100%	6,889	0	0	0	0	0	6,889	5,668	82%	
平成30年度	6,305	100%	6,305	0	0	0	0	0	6,305	5,264	83%	
令和元年度	6,164	100%	6,164	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	登録者数、利用件数とも減少のため、予算額も減少しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 平成20年度から利用者負担額の変更はありませんが、高齢者が介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるためには、利用者負担額の見直しについては、慎重な対応が必要です。											

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	寝たきりの状態でも、住み慣れた地域で暮らし続けるためには生活支援が必要であり、理美容サービスは清潔さを保ち容姿を整えることで生活に潤いを与えるなどの理由により、在宅高齢者のニーズは高く、事業の継続が必要です。

評価対象

事務事業名	高齢者はり・マッサージサービス事業	開始年度	昭和 28 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	高齢者に対し、はり・マッサージサービスを実施することにより、高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進を図ります。
事業の対象	65歳以上の区民
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各いきいきプラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで、健康保持・増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。</li> <li>・利用料金は、1回につき1,000円です。</li> <li>・実施回数は、年間22回（各回2日間）です。</li> <li>・1回あたり定員60人（1日30人×2日間）です。</li> <li>・各回「広報みなと」で募集の周知をし、実施施設で直接受け付けます。</li> <li>・はり・マッサージの施術は、港区視覚障害者福祉協会に事業委託しています。</li> </ul>
根拠法令等	港区高齢者はり・マッサージサービス事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	昭和28年から長年継続している事業であり、例年利用者数が安定しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、港区視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もあるため、事業の継続が必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者数			指標2	実施回数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	853	775	90.9%	平成29年度	22	22	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	828	791	95.5%	平成30年度	22	22	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	807	—	—	令和元年度	22	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
平成30年度は前年度に比べ利用者数が増加しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 継続して利用されている方も多く、「健康保持に役立っている」「これからも利用したい」等の声をいただいております。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	4,939	100%	4,939	0	0	0	0	0	4,939	3,983	81%
	平成30年度	4,017	100%	4,017	0	0	0	0	0	4,017	4,016	100%
	令和元年度	4,063	100%	4,063	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
予定どおり年間22回(各回2日間)サービスを実施することにより、予算執行率は100%となる予定です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 「広報みなと」等で募集を行うことで広く周知し、実施施設で直接受け付けるため、効率よく事業を実施できています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る  
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

本事業は高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、港区視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もあるため、事業の継続が必要です。

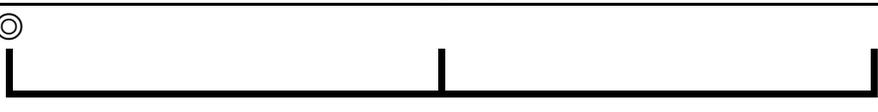
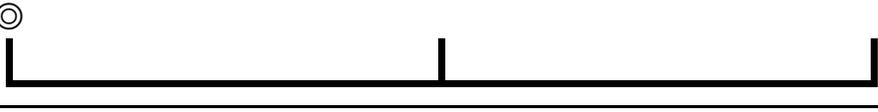
評価対象

事務事業名	高齢者無料入浴券給付	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	70歳以上（平成19年4月から対象拡大）の高齢者に対して、無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康維持を図ります。
事業の対象	70歳以上の区民
事業の概要	港区（一部近隣区）内の公衆浴場で無料で利用できる「入浴券」を最大52枚給付します。 ※申請月により、給付枚数が変わります。 （※公衆浴場の入浴料：460円） 有効期間：4月1日から翌年3月31日まで 申込み：各総合支所区民課保健福祉係 なお、平成29年度の一斉更新時から、利用頻度に合わせて52枚、39枚、26枚、13枚と希望枚数を選択できる枚数選択制を導入しました。
根拠法令等	港区無料入浴券給付事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	事業開始当初は、対象を自家に風呂が無い70歳以上の区民としていましたが、平成19年度から風呂なしの要件を撤廃し希望する70歳以上の区民に拡大しました。 平成29年度の一斉更新時から、利用頻度に合わせて52枚、39枚、26枚、13枚と希望枚数を選択できる枚数選択制を導入しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎ 		
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 区民に好評であり、利用実績も高く、区内浴場の振興にも寄与する事業であるため、継続が必要です。		

**【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	無料入浴券利用枚数			指標2	無料入浴券受給者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	150,875	151,551	100.4%	平成29年度	6,571	6,265	95.3%	平成29年度			
	平成30年度	160,403	152,522	95.1%	平成30年度	6,902	6,283	91.0%	平成30年度			
	令和元年度	148,221	—	—	令和元年度	6,283	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度は293,015枚の入浴券を給付し、152,522枚の利用がありました。利用率は52.1%で、平成25年度からほぼ横ばいです。また、区内浴場の利用促進にも役立っています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 高齢者が浴場に足を運び入浴することで健康維持につながるとともに、積極的な外出のきっかけとなり、生活意欲の向上につながるため、効果的です。											

**③事業の効率性に係る評価**

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	67,110	100%	67,110	0	0	0	4,728	0	71,838	71,765	100%
	平成30年度	72,050	100%	72,050	0	0	0	245	0	72,295	72,236	100%
	令和元年度	70,328	100%	70,328	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度について、実績の増加に伴い前年度から決算額が増加しています。また、平成31年度用入浴券の印刷についても当初予定していた数では足りず、追加で作成しました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 一斉更新時は、より正確に給付できるよう、申請受付後、郵便書留により入浴券を送付しています。これ以外の場合は支所で窓口交付しており、効率的な手法を行っています。											

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	本事業は、高齢者の外出の機会の創出や衛生面の保持に役立っており、ニーズは高いです。公衆浴場を利用する機会の創出という面も同時に持っていることを踏まえ、事業継続は必要です。

評価対象			
事務事業名	高齢者配食サービス	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。また、食事を配達する際に、高齢者の体調や様子を伺うことで安否確認をします。
事業の対象	区内在住で食事作りが困難な ①65歳以上でひとり暮らしの人 ②65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ③65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。
事業の概要	【利用者負担】1食280円～470円 【実施回数】1週間に7食まで、昼食・夕食を配食します。 【配食事業者】申請時に5事業者から選択できます。 申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から10日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。 【配食事業者による安否確認】区作成の「安否確認マニュアル」に基づき、配達員は必ず食事を利用者に手渡ししながら相手の表情を確認すること、利用者の体調不良等が心配な場合や半日以上連絡が取れない場合は高齢者相談センターへ連絡するなどの安否確認を実施しています。
根拠法令等	港区高齢者配食サービス事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成12年の事業開始時から利用者数が増加し続けており、高齢者のニーズが高い事業です。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 高齢者の栄養保持や生活リズムを含めた健康維持に加え、配達時毎の声掛けによる安否確認ができるという大きな効果がありながら、利用者負担を食事の半額に抑えています。民間の運営のみでは代替できないメリットのある事業であり、今後も高齢者数の増加が見込まれる中で高齢者のニーズは高く、事業の継続が必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者（年度末）			指標2	食数（年間配食数）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	863	812	94.1%	平成29年度	184,567	182,783	99.0%	平成29年度			
	平成30年度	878	925	105.4%	平成30年度	187,889	197,147	104.9%	平成30年度			
	令和元年度	1,055	—	—	令和元年度	208,235	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
平成30年度は前年度に比べ利用者数、配食数共に増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 栄養バランスのとれた食事を半額の利用者負担で利用でき、また同時に安否確認が可能のため、高齢者福祉サービスとして有効です。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	79,192	100%	79,192	0	0	0	-2,263	0	76,929	75,073	98%
	平成30年度	78,256	51%	39,670	0	38,586	0	0	0	78,256	77,171	99%
	令和元年度	83,095	50%	41,547	0	41,548	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
配食数の増加により、決算額も増加しています。また、平成30年度からは新たに高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金を活用し、歳入確保に努めています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 民間活力を有効に活用しており、効率的な手段です。また、食事の半額が本人負担となっており、受益者負担は適正です。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る  
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

配食サービスは、ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者の栄養管理や健康維持に役立っており、高齢者福祉の観点、社会情勢等から必要性の高い事業です。また、配達時の声掛けによる見守りの効果も期待できることから、安否確認の観点からも必要性の高い事業であり、事業の継続が必要です。



【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	乗車券発行枚数（高齢担当分）			指標2	乗車券利用人数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	17,000	14,034	82.6%	平成29年度	1,275,309	1,316,996	103.3%	平成29年度			
	平成30年度	17,000	14,439	84.9%	平成30年度	1,357,765	1,380,623	101.7%	平成30年度			
	令和元年度	17,000	—	—	令和元年度	1,413,419	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	高齢者等がコミュニティバスを利用することにより、社会参加が促され、福祉向上につながります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	高齢者等がコミュニティバスを利用することによって、積極的な外出の機会となり、生活意欲の向上につながります。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	141,089	100%	141,089	0	0	0	2,685	0	143,774	143,768	100%
	平成30年度	146,901	100%	146,901	0	0	0	4,994	0	151,895	151,877	100%
	令和元年度	158,383	100%	158,383	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	利用実績の増加や対象者の拡大により予算額も増加しています。高齢対象者でシルバーパス不所持かつ住民税課税者は、1,000円の自己負担額があります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）各総合支所で窓口交付をしています。高齢対象者は、すでに無料乗車券所持者であれば一斉更新会場でシルバーパスと共に更新手続きが可能であり、効率性は高いです。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	港区コミュニティバスの利用により、高齢者等の社会参加と福祉向上の効果があり、利用者が拡大していることから、今後も継続が必要です。

評価対象

事務事業名	高齢者サービス改善	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地位での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	高齢者福祉サービスにおける苦情を解決し、高齢者福祉サービスの質を向上するため、学識経験者等の専門的視点により助言・提言等を受け、高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上を目指します。
事業の対象	介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの対象となる区民とその家族
事業の概要	「高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会」を年3回開催し、高齢者福祉サービスに関する苦情相談等を解決するため検討し、助言・提言等を受けています。 [委員構成] 保健福祉、医療、法律、消費生活各分野の学識経験者等からなる5名の委員で構成 [所掌事項] 1 区で受け付けた介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの苦情解決に関する事項 2 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの評価に関する事項 3 その他必要な事項
根拠法令等	高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

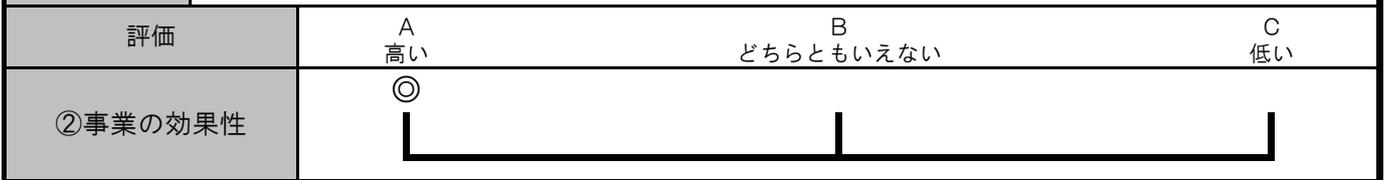
開始当時の背景・これまでの経緯	「港区介護サービス検討委員会」（平成13年3月報告）において、介護サービスにおける苦情解決の仕組みのひとつとして、区で受付けた苦情の中で、利用者や事業者と調整がつかず、解決が困難な場合に、中立公平な判断を行うため、5人の学識経験者等から構成される「介護保険サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会」が平成13年6月に設置されました。その後、平成16年4月1日に介護保険サービスに限らず、高齢者福祉サービス全般に拡大し、現在の「高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会」を開催しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 介護保険サービス及び高齢者福祉サービスに関する苦情を解決し、質の向上を目的とした委員会組織の設置は必須であり、区民ニーズや要望は見込まれるため、今後も事業を継続していく必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	委員会開催回数			指標2	苦情件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	4	3	75.0%	平成29年度	8	6	75.0%	平成29年度			
	平成30年度	3	3	100.0%	平成30年度	6	6	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	3	—	—	令和元年度	6	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果  
介護保険サービス及び高齢者福祉サービスに対する苦情について、学識経験者等で構成される委員からの専門的視点による助言・提言等を受けることにより、苦情解決及びサービスの質の向上に役立てることができています。

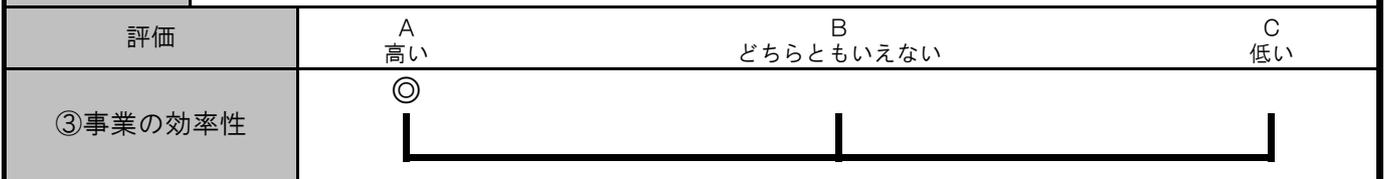


②事業の効果性評価の理由  
(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)  
委員会では、学識経験者等で構成される委員からの専門的視点により、サービス提供の問題点や改善点を検討しており、事業者への指導等によるサービスの質の向上につながる取り組みの充実が必要です。

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳 (千円)									決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	516	100%	516	0	0	0	0	0	516	313
	平成30年度	363	50%	182	0	181	0	-25	0	338	318	94%
	令和元年度	294	50%	146	0	148	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
お茶や議事録作成業務委託などの食糧費及び役務費の削減により、令和元年度の予算額を減額しました。



③事業の効率性評価の理由  
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)  
東京都の「高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金」を活用し、5割の経費負担の削減に努めており、妥当かつ効率的です。

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合  
介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの質の向上のために委員会を設置し、学識経験者等で構成される委員から専門的な意見を聞ける機会をもつことは、今後のサービスを充実させるためには不可欠であり、今後も引き続き事業を継続する必要があります。事業を継続する中で、一層の苦情解決とサービスの質の向上につながるよう検討し、効果性を高めていきます。

評価対象			
事務事業名	寿商品券等贈呈	開始年度	平成 9 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、お祝いの品を贈呈します。
事業の対象	9月15日現在、区内に住所を有する70歳（古希）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
事業の概要	8月中旬から敬老の日の頃にかけて民生委員・児童委員等が本人に直接届けます。 贈呈額(区内共通商品券) 70歳(古希)・・・5千円 77歳(喜寿)・・・1万円 80歳(傘寿)・・・1万5千円 88歳(米寿)・・・2万円 90歳(卒寿)・・・2万5千円 99歳(白寿)・・・3万円 100歳以上の人・・・記念品・花束
根拠法令等	港区寿商品券等贈呈要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	敬老金の支給の事業と敬老祝い品の事業を再編整備し、敬老祝い品の事業として、日本古来から長寿のお祝いと言われている古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿と6種類の該当者に寿商品券というめいしょうのものにして贈呈してきました。平成18年支所改革により、それまで白寿（99歳）まででしたが、100歳以上の人にも、毎年、記念品と花束を贈るようになりました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、長い間に行われている事業で区民に定着し、1年を通して、対象年齢の間合せが入っているなど、区民から非常に期待されています。社会の進展に尽くされた高齢者に誠意とともに感謝の表示が必要です。しかしながら、対象となる高齢者の増加や働く年齢の引き上げもあり、今後の実施手法の検討が必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	贈呈数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	7,261	6,801	93.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	7,330	6,912	94.3%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	7,410	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果

お祝いを楽しみにすることで、高齢者の心豊かに充実した生活の支援に貢献しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、多くの高齢者に喜ばれています。また、民生委員・児童委員等が直接手渡し、お祝いをするとともに、安否確認にもなっています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	86,617	100%	86,617	0	0	0	-235	0	86,382	79,155	92%
	平成30年度	88,003	100%	88,003	0	0	0	-32	0	87,971	80,609	92%
	令和元年度	89,377	100%	89,377	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

高齢者の増加に伴い、令和元年度も事業費が増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 高齢者がライフスタイルが応じて必要なものを購入できるほか、港区の産業振興にも役に立っています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る  
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、本事業の目的に合致しており、対象年齢も区民に定着し、継続する必要があります。

しかし、高齢者の増加に伴い、経費や各個別配付をする民生委員・児童委員等の負担が増加しています。今後は、対象年齢や贈呈金額、贈呈方法などの見直しについて、必要に応じ検討が必要です。